

議案第 26 号

四万十町行政評価条例の一部を改正する条例について

四万十町行政評価条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 3 月 7 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町行政評価条例の一部を改正する条例

四万十町行政評価条例（平成 21 年四万十町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 4 項に規定する基本構想」を「四万十町まちづくり基本条例（平成 22 年四万十町条例第 25 号）第 18 条に基づく総合振興計画に規定する基本構想」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。